

災害時における外部給電可能車両等の支援に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と広島トヨタ自動車株式会社、広島トヨペット株式会社、トヨタカローラ広島株式会社、ネッツトヨタ広島株式会社、ネッツトヨタ中国株式会社、株式会社トヨタレンタリース広島（以下「乙」という。）並びにトヨタモビリティパーツ株式会社広島支社（以下、「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市内において災害が発生した場合に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、外部給電可能な車両等の貸与について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車
- （5）前各号に掲げるもののほか、車両からの外部給電に必要な機器

（協力の要請と協力内容）

第3条 丙は、乙の窓口及び取りまとめ役を務める。甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、丙に対し書面（様式第2号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、丙に対し電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、災害の危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、甲に保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、災害による停電の発生時に甲からの要請がない場合でも、乙又は丙の販売店等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。

4 丙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない県内トヨタ販売や、トヨタ自動車に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両方で協議し、引渡しの方法を調整する。

(貸与期間)

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、車両の引渡しから1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引き渡した場合は、甲に対し速やかに書面(様式第3号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の電気代、燃料代その他消耗品等に係る費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から前条第1項に規定する費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 要請に基づき貸与された外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第11条の規定による。

(車両保険の扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、要請により貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、福山市内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面(様式第1号)、により互いに報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるに当たり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第15条 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力を要する費用は、原則として乙及び丙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲、乙及び丙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙丙がそれぞれ押印の上、各1通を保有するものとする。

2020年（令和2年）9月4日

甲 : 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 : 広島県広島市中区広瀬北町2番24号
広島トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 藤井 一裕

広島県広島市西区観音町7番8号
広島トヨペット株式会社
代表取締役社長 古谷 英明

広島県広島市西区庚午中1丁目18番13号
トヨタカローラ広島株式会社
代表取締役社長 本多 功樹

広島県広島市西区南観音5丁目16番7号
ネッツトヨタ広島株式会社
代表取締役社長 奥原 賢次郎

広島県広島市西区庚午中1丁目18番13号
ネッツトヨタ中国株式会社
代表取締役社長 槇本 良二

広島県広島市中区白鳥北町11番14号
株式会社トヨタレンタリース広島
代表取締役会長 ト部 典昌

丙 : 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜5丁目3番37号
トヨタモビリティパーツ株式会社
広島支社支社長 平野 雅則

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

福山市長

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	受渡希望場所 (施設名・住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両の提供協力受書

福山市長 様

会社名

代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (施設名・住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名	
職氏名	
連絡先	